

# 国立の教員養成系修士課程における論点について（案）

## 1. 教員養成系修士課程等設置の経緯

- ・ 昭和41年 東京学芸大学に初の修士課程を設置
- ・ 昭和53年～昭和56年  
兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学を設置  
(大学院における現職教員研修を主たる目的とした新構想の大学（新教育大学）として発足)
- ・ 平成8年 高知大学に修士課程設置  
(全国すべての教員養成学部の上に修士課程設置)
- ・ 平成20年 教職大学院制度の発足

博士課程は3大学に設置されている

## 2. 基本とする機能・役割

- 対象となる大学院：国立44大学44研究科
 

【入学定員】	3,265名
【教員就職状況】	約81%（21年度修了生）※
【定員充足率】	約89%（23年度入学者）

※ 正規採用と臨時的任用の合計（現職教員を除く）

### 研究科の基本的な構成

#### 【学校教育に関する専攻】

教育学や教育実践学などに関連する分野の研究指導等を通じて研究者や新人教員の養成と現職教員の再教育を行う。

#### 【教科教育に関する専攻】

中学校の免許教科（10教科）に対応した教科ごと※に教科内容や教科教育法の研究指導等を通じて研究者や新人教員の養成と現職教員の再教育を行う。

※ 各教科ごとの専攻から、多くの大学では専攻の大括り化が図られている。

## 3. これまでに指摘された主な課題

今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について 平成13年11月22日（抄）

### 2 大学院の在り方

（略）

#### ②教員養成学部の修士課程で授与する学位とその内容

- 教員養成学部の修士課程では、学部にもまして教員養成学部として独自性のある教育研究に取り組むことが求められる。しかし、その実態をみると、例えば内容が明らかに理学や文学の修士論文と変わらないような論文等をもとに「修士（教育学）」を授与している例が見られる。

今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）平成18年7月11日中央教育審議会（抄）

2. 「教職大学院」制度の創設

－教職課程改善のモデルとしての教員養成教育－

① 「教職大学院」制度の必要性及び意義

（略）

- 大学段階における教員養成についてはこれまで、昭和50年代以降、いわゆる新教育大学が現職教員の再教育に道筋を付け、既存大学にも同様の目的の修士課程が整備されたが、我が国の大学院制度が研究者養成と高度専門職業人養成との機能区分を曖昧にしてきたこともあり、また、実態面でも、高度専門職業人養成の役割を果たす教育の展開が不十分であったことから、教員養成分野でも、ともすれば個別分野の学問的知識・能力が過度に重視される一方、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっており、本来期待された機能を十分果たしていない。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）平成24年8月28日中央教育審議会（抄）

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

② 国立教員養成系の修士課程の見直し

- こうした教職大学院制度の発展・拡充を図るに当たり、国立教員養成系大学・学部及びこれに基礎を置く教育学研究科については、学校現場で求められている質の高い教員の養成をその最も重要な使命としていることに鑑みれば、今後、教職大学院を主体とした組織体制へと移行していくことが求められる。

- また、教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手となっていくことを踏まえ、国立教員養成系の修士課程について、今後どのような方向を目指すべきか、その在り方についての検討が必要と考えられる。

（略）

- また、教員養成系の修士課程については、大学院設置基準において、教科等の専攻ごとに置くものとする教員の数が定められており、組織の柔軟な見直しや、他大学・学部との柔軟な連携、機能分担の支障になっているとの指摘もあることから、これを大括り化するなど、教員養成機能の充実・強化に資する教育研究体制の構築が可能となるよう見直しを行う。

4. 修士課程の論点

○ 役割・機能について

- ・ 教職大学院の拡充に伴う修士課程の存在意義や役割

○ 教員組織について

- ・ 教科教育に関する専攻の基準の在り方
- ・ 現状の教員組織の課題と役割・機能にふさわしい教員配置の在り方

(参考) 国立の教員養成系大学院修士課程・博士課程の設置状況(平成24年度)

No.	大学名	修士課程		研究 科数	研究科名	専 攻 数	専 攻 名 ( 入 学 定 員 )	博士課程
		設置 年度	入学定員 (人)					入学定員 (人)
1	北海道教育大学	H4	135	1	教育学研究科	4	学校教育専攻(24)、教科教育専攻(96)、養護教育専攻(6)、学校臨床心理専攻(9)	
2	弘前大学	H6	42	1	教育学研究科	3	学校教育専攻(6)、教科教育専攻(33)、養護教育専攻(3)	
3	岩手大学	H7	32	1	教育学研究科	2	学校教育実践専攻(12)、教科教育専攻(20)	
4	宮城教育大学	S63	25	1	教育学研究科	2	特別支援教育専攻(3)、教科教育専攻(22)	
5	秋田大学	H元	44	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(13)、教科教育専攻(31)	
6	茨城大学	S63	52	1	教育学研究科	5	学校教育専攻(5)、障害児教育専攻(3)、教科教育専攻(32)、養護教育専攻(3)、学校臨床心理専攻(9)	
7	宇都宮大学	S59	70	1	教育学研究科	4	学校教育専攻(8)、特別支援教育専攻(5)、カリキュラム開発専攻(7)、教科教育専攻(50)	
8	群馬大学	H2	23	1	教育学研究科	2	障害児教育専攻(3)、教科教育実践専攻(20)	
9	埼玉大学	H2	62	1	教育学研究科	3	学校教育専攻(17)、特別支援教育専攻(5)、教科教育専攻(40)	※
10	千葉大学	S57	79	1	教育学研究科	2	学校教育科学専攻(32)、教科教育科学専攻(47)	※
11	東京学芸大学	S41	279	1	教育学研究科	15	学校教育専攻(12)、学校心理専攻(26)、特別支援教育専攻(16)、家政教育専攻(10)、国語教育専攻(25)、英語教育専攻(10)、社会科教育専攻(32)、数学教育専攻(10)、理科教育専攻(32)、技術教育専攻(6)、音楽教育専攻(18)、美術教育専攻(18)、保健体育専攻(18)、養護教育専攻(6)、総合教育開発専攻(40)	20
12	横浜国立大学	S54	100	1	教育学研究科	1	教育実践専攻(100)	※
13	新潟大学	S59	52	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(20)、教科教育専攻(32)	
14	金沢大学	S57	35	1	教育学研究科	1	教育実践高度化専攻(35)	
15	福井大学	H4	37	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(12)、教科教育専攻(25)	
16	山梨大学	H7	28	1	教育学研究科	2	教育支援科学専攻(6)、教科教育専攻(22)	
17	信州大学	H3	40	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(8)、教科教育専攻(32)	
18	岐阜大学	H7	49	1	教育学研究科	3	心理発達支援専攻(9)、カリキュラム開発専攻(10)、教科教育専攻(30)	
19	静岡大学	S56	52	1	教育学研究科	1	学校教育研究専攻(52)	4
20	愛知教育大学	S53	100	1	教育学研究科	13	発達教育科学専攻(20)、特別支援教育科学専攻(5)、養護教育専攻(3)、学校教育臨床専攻(8)、国語教育専攻(5)、英語教育専攻(4)、社会科教育専攻(9)、数学教育専攻(7)、理科教育専攻(13)、芸術教育専攻(14)、保健体育専攻(6)、技術教育専攻(3)家政教育専攻(3)	4
21	三重大学	H元	41	1	教育学研究科	1	教育科学専攻(41)	
22	滋賀大学	H3	65	1	教育学研究科	3	学校教育専攻(18)、障害児教育専攻(5)、教科教育専攻(42)	
23	京都教育大学	H2	57	1	教育学研究科	3	学校教育専攻(17)、障害児教育専攻(5)、教科教育専攻(35)	
24	大阪教育大学	S43	221	1	教育学研究科	18	学校教育専攻(16)、国語教育専攻(8)、社会科教育専攻(16)、数学教育専攻(8)、理科教育専攻(18)、英語教育専攻(6)、家政教育専攻(6)、音楽教育専攻(12)、美術教育専攻(12)、保健体育専攻(10)、特別支援教育専攻(12)、技術教育専攻(3)、養護教育専攻(3)、健康科学専攻(21)、総合基礎科学専攻(16)、国際文化専攻(12)、芸術文化専攻(12)、実践学校教育専攻(30)	

No.	大学名	修士課程		研究 科数	研究科名	専 攻 数	専 攻 名 ( 入 学 定 員 )	博士課程
		設置 年度	入学定員 (人)					入学定員 (人)
25	奈良教育大学	S58	50	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(10)、教科教育専攻(40)	
26	和歌山大学	H5	45	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(12)、教科教育専攻(33)	
27	島根大学	H3	40	1	教育学研究科	2	教育実践開発(20)、教育内容開発(20)	
28	岡山大学	S55	70	1	教育学研究科	4	学校教育学専攻(6)、発達支援学専攻(9)、教科教育学専攻(47)、教育臨床心理学専攻(8)	※
29	広島大学	H12	157	1	教育学研究科	8	学習科学専攻(19)、特別支援教育学専攻(5)、科学文化教育学専攻(35)、言語文化教育学専攻(34)、生涯活動教育学専攻(25)、教育学専攻(15)、心理学専攻(19)、高等教育開発専攻(5)	
30	山口大学	H3	41	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(13)、教科教育専攻(28)	
31	香川大学	H4	51	1	教育学研究科	4	学校教育専攻(6)、特別支援教育専攻(9)、教科教育専攻(27)、学校臨床心理専攻(9)	
32	愛媛大学	H5	55	1	教育学研究科	4	学校教育専攻(5)、特別支援教育専攻(11)、教科教育専攻(30)、学校臨床心理専攻(9)	
33	高知大学	H8	30	1	総合人間自然科学研究科	1	教育学専攻(30)	
34	福岡教育大学	S58	80	1	教育学研究科	1	教育科学専攻(80)	
35	佐賀大学	H5	39	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(6)、教科教育専攻(33)	
36	長崎大学	H6	18	1	教育学研究科	1	教科実践専攻(18)	
37	熊本大学	S61	47	1	教育学研究科	2	学校教育実践専攻(13)、教科教育実践専攻(34)	
38	大分大学	H4	39	1	教育学研究科	2	学校教育専攻(6)、教科教育専攻(33)	
39	宮崎大学	H6	10	1	教育学研究科	1	学校教育支援専攻(10)	
40	鹿児島大学	H6	38	1	教育学研究科	1	教育実践総合専攻(38)	
41	琉球大学	H2	35	1	教育学研究科	4	学校教育専攻(5)、特別支援教育専攻(3)、臨床心理学専攻(3)、教科教育専攻(24)	
42	上越教育大学	S58	250	1	学校教育研究科	2	学校教育専攻(120)、教科・領域教育専攻(130)	※
43	兵庫教育大学	S55	200	1	学校教育研究科	3	人間発達教育専攻(80)、特別支援教育専攻(30)、教科内容・方法開発専攻(90)	24
44	鳴門教育大学	S59	250	1	学校教育研究科	3	人間教育専攻(90)、特別支援教育専攻(20)、教科・領域教育専攻(140)	※
計			3,265	44		147		52

※東京学芸大学の博士課程は埼玉大学・千葉大学・横浜国立大学が、兵庫教育大学の博士課程は上越教育大学・岡山大学・鳴門教育大学が、それぞれ協力して教育研究を行う連合大学院として、平成8年度に設置された。

※平成23年度に富山大学の教育学研究科が廃止された。(人間発達科学研究科が新設された)

※平成24年度に静岡大学と愛知教育大学が、共同教育課程を組み、大学院教育学研究科に博士後期課程のみの共同教科開発学専攻を開設した。

【文部科学省高等教育局調べ】

○ 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件

(平成11年文部省告示第175号)

別表第一(抜粋)

専門分野	研究指導教員数	その他の教員組織
教育学・保育学系	3	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
教育学・保育学関係		
教員養成系		
学校教育専攻	5	研究指導補助教員は、研究指導教員数の3分の2以上置くものとする。ただし、社会科教育専攻及び理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。  教科に係る専攻については、教科教育科目担当の研究指導教員及び研究指導補助教員数を含むものとする。  学校教育専攻が特殊教育及び幼児教育の分野を含む場合は、それぞれについて研究指導教員を1人加えるものとする。
特殊(障害児)専攻	3	
幼児教育専攻	3	
国語教育専攻	4	
社会科教育専攻	6	
数学教育専攻	4	
理科教育専攻	6	
音楽教育専攻	4	
美術教育専攻	4	
保健体育専攻	4	
技術教育専攻	3	
家政教育専攻	4	
英語教育専攻	3	
法学関係		
法学系	5	公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を3以上とする。
政治学系	3	
経済学関係	5	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて9以上とする。
社会学・社会福祉学関係	3	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて6以上とする。ただし、2専攻以上を置くとき又は修士課程のみを置くときは、各専攻ごとに、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて5以上とする。
理学関係	4	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて7以上とする。
工学関係	4	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて7以上とする。

- 備考 1 学際領域等上記の区分により難しい専門分野に係る研究指導教員数については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に定める。  
 2 研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならない。  
 3 (略)

別表第二(略)

別表第三(抜粋)

通学又は通信教育の課程	専門分野	研究指導教員1人当たりの学生の収容定員
修士課程	人文社会科学系	20人
	自然科学系	14人
	医学、歯学系	8人

## 7. (1) 教職大学院の必要専任教員数について

### 【必要専任教員数】

#### ○専門職大学院設置基準 (平成15年3月31日 文部科学省令第16号) 【抜粋】

<p>第4条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p> <p>第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>
---

#### ○専門職大学院に関し必要な事項について定める件 (平成15年 文部科学省告示第53号) 【抜粋】

<p>第1条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年 文部省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第3に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置くものとする。</p>
--

#### <<専門職大学院の必要専任教員数の例>>

公共政策	ビジネス系	会計系	法科大学院
10人	11人	12人	12人

#### <<教職大学院の必要専任教員数の試算例>>

(A) 既存修士課程（教員養成系）の学校教育専攻（特殊教育及び幼児教育の分野を除く）の研究指導教員の1.5倍の数に、研究指導教員の3分の2の教員数を加えた数。

既存修士課程の学校教育専攻	⇒	教職大学院
5人	⇒	5人 × 1.5 ≒ 7人
4人 (5人 × 2 / 3)	⇒	4人
		<b>11人</b>

注1) 特殊教育又は幼児教育分野を含む場合 (研究指導教員に1人を加算)

注2) 特殊教育及び幼児教育分野を含む場合 (研究指導教員に2人を加算)

		<b>13人</b>
		<b>15人</b>

(B) 収容定員に応じて算定される専任教員数

【前提】修業年限は2年。専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下。

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">入学定員</td> <td style="padding: 5px;">50人の場合</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">収容定員</td> <td style="padding: 5px;">50人 × 2年 = 100人</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">専任教員</td> <td style="padding: 5px;">100人 ÷ 15人</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7人</span></td> </tr> </table>	入学定員	50人の場合	収容定員	50人 × 2年 = 100人	専任教員	100人 ÷ 15人		≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7人</span>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">入学定員</td> <td style="padding: 5px;">100人の場合</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">収容定員</td> <td style="padding: 5px;">100人 × 2年 = 200人</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">専任教員</td> <td style="padding: 5px;">200人 ÷ 15人</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14人</span></td> </tr> </table>	入学定員	100人の場合	収容定員	100人 × 2年 = 200人	専任教員	200人 ÷ 15人		≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14人</span>
入学定員	50人の場合																
収容定員	50人 × 2年 = 100人																
専任教員	100人 ÷ 15人																
	≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7人</span>																
入学定員	100人の場合																
収容定員	100人 × 2年 = 200人																
専任教員	200人 ÷ 15人																
	≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14人</span>																

(A) 又は (B) で算定された教員数のいずれか大きい数が必要専任教員数

## 【実務家教員】

### ○専門職大学院に関し必要な事項について定める件

(平成15年文部科学省告示第53号)【抜粋】

- 第2条 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。
- 2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

### <<実務家教員数>>

(教職大学院の実務家教員を「4割以上」とした場合)

#### 【必要専任教員数が11人の場合】

実務家教員 = 5人 (11人 × 4割以上)

うち、実務家教員(みなし) = 3人 (5人 × 2/3)

## 【専任教員数に係る平成25年までの経過措置】

### ○専門職大学院設置基準

(平成15年3月31日文部科学省令第16号)【抜粋】

#### 附則

- 2 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第5条第1項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

### <<学部、修士課程との兼任>>

#### 【必要専任教員数が11人の場合】

兼任可能教員数 = 3人 (11人 × 1/3)